

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

著作物等取扱細則

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター著作物等取扱細則

(目的)

第1条 本規則は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の職務発明等規定第2条第3項の定めに基づき、センターの職員等が作成した著作物等の取扱いについて規定し、その作成者としての権利を保障するとともに、著作物等の作成及び利用を促進し、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

- 1 「著作物」とは、論文、著書、講演、プログラム、データベース、映像等で研究、診療等の学術的事象を創作的に表現したものをいう。
- 2 「職員等」とは、センターで職務に従事し、又は従事した職員をいう
- 3 「著作者人格権」とは、以下の著作権法第18条第1項、同法第19条第1項及び同法第20条第1項に規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。
  - イ 未公表の著作物を公衆に提供・提示する公表権
  - ロ 著作物の原作品に著作者の実名又は変名を表示する、又は表示しない氏名表示権
  - ハ 著作物の同一性を保持し、その意に反して変更、切除その他の改変を受けない同一性保持権
- 4 「著作権」とは、以下の著作権法第21条から第28条までに規定する権利（外国におけるこれらの権利に相当する権利を含む。）をいう。
  - イ 著作物を複製する複製権
  - ロ 著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として上演し、又は演奏する上演権及び演奏権
  - ハ 著作物を公に上映する上映権
  - ニ 著作物について、公衆送信を行う公衆送信権等
  - ホ 言語の著作物を公に口述する口述権

- へ 美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物を、これらの原作品により公に展示する展示権
  - ト 映画の著作物を、その複製物により頒布する頒布権
  - チ 著作物を、その原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する譲渡権
  - リ 著作物を、その複製物の貸与により公衆に提供する貸与権
  - ヌ 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する翻訳権、翻案権等
  - ル 原著物の著作者が、その二次的著作物の利用に関して有する、二次的著作物の利用に関する原著者の権利
- 5 「職務著作物」とは、センターの発意に基づいて職員等が職務上作成する著作物であって、センターの著作の名義の下に公表するものをいう。
- 6 「職務関連著作物」とは、公的研究資金若しくはセンターが資金その他の支援をして行う研究、又はセンターが管理する施設を利用して行った研究等につき、当該職員が作成した著作物等（ただし、学術論文、個人名義の出版物、講演及びそれらに付随する実験データの図表等は除く。）であって、職務著作物以外のものをいう。

#### （職務著作物の帰属）

第3条 職員等の作成した職務著作物の著作者はセンターとし、センターはその著作者人格権及び著作権を保有する。

#### （職務著作物の管理）

第3条の2 所属部は、職務著作物を自己の責任において適正に管理しなければならない。この場合において、複数の所属部が職務著作物の作成に関与しているときは、協議により管理する所属部を決定する。

#### （職務関連著作物の帰属）

第4条 職員等の作成した職務関連著作物の著作者は、当該著作物を作成した職員等とし、当該職員等は当該著作物の著作者人格権及び著作権を保有する。

2 職務関連著作物を職員等及びその他の研究者等以外の第三者（以下「センター外の者」という。）に有償で提供し若しくは利用の許諾を行う必要が生じた場合（発明等その他の知的財産権の実施許諾等に伴って提供等する場合を含む。）又は当該職務関連著作物の著作権の譲渡を有償で行う必要が生じた場合、当該職員等はセンターに

届け出るものとし、第10条の規定に従いセンターが譲渡を受けると決定したときは、当該著作物の著作権をセンターに譲渡しなければならない。

3 前項に該当しない場合であっても、職員等が職務関連著作物の著作権をセンターに譲渡することを希望した場合は、第9条から第13条までの規定に準じて処理する。

4 前2項の規定に基づいてセンターに著作権を譲渡した職務関連著作物について、その著作者たる職員等は著作者人格権を行使しないものとする。

#### (職務関連著作物の管理)

第5条 職員等は、職務関連著作物を自己の責任において適正に管理しなければならない。

#### (その他の著作物)

第6条 職務著作物及び職務関連著作物に該当しない著作物の著作者は、当該著作物を作成した職員等とし、当該職員等は当該著作物の著作者人格権及び著作権を保有する。

2 前項に規定する著作物であっても、職員等が当該著作物の著作権をセンターに譲渡することを希望した場合は、第9条から第13条までの規定に準じて処理する。

3 前項の規定に基づいてセンターに著作権を譲渡したその他の著作物について、その著作者たる職員は著作者人格権を行使しないものとする。

4 第2項の規定に基づいてセンターに著作権を譲渡したその他の著作物について、前条の規定を準用する。

#### (センター外に作成させる著作物)

第7条 センター又は職員等が、センター外の者に著作物の作成を委託する場合に、センターはその委託契約締結の際、当該著作物の利用に支障を来さないよう当該著作権に関する必要な処置を行うものとする。

#### (退職後の取扱い)

第8条 職員等がセンターを退職した後においても、在職中に完成した著作物の取扱いについては、本規則によるものとする。

#### (職務関連著作物の認定)

第9条 職員等は、第4条第2項の規定によりセンターに届け出る必要が生じた場合は、様式5に定める職務関連著作物届を理事長に提出しなければならない。

2 次条第1項の規定に基づいてセンターが著作権の譲渡を受けないと決定した職務関連著作物においても、新たに第4条第2項に規定する届出事由が生じたとき、又は次条第1項の規定に基づいてセンターが著作権の譲渡を受けた職務関連著作物に新たな創作が追加された二次的著作物について第4条第2項に規定する届出事由が生じたときは、前項の規定によるものとする。

3 職員等は、当該著作物の全ての著作者を明確にするとともに、当該著作物が第三者の著作物を利用している場合は、それに関する情報を前2項の届出に付記するものとする。また、当該著作物に関連する他の知的財産（発明、商標等）がある場合にも同様とする。

#### （譲渡の決定）

第10条 理事長は、職務関連著作物届を受理したときは職務発明等規定の発明の取扱いに準じ、センターへの譲渡の可否を決定するものとする。またその際、職務発明等規定の第1条から26条の中の「発明」を「職務関連著作物の創作」と、「発明者」とあるのは「職務関連著作者」と、「発明届」とあるのは「職務関連著作物届」と読み替えるものとする

#### （異議申し立て）

第11条 職員等は、第10条の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に異議を申し立てることができる。異議申立ての処理手続は、職務発明等規程第16条の規定に準ずる。

#### （権利の保護と技術移転）

第12条 センターは、センターが所有する著作権を適切に保護し、その活用を推進するのに必要と判断したときは、適切な技術移転を行う。

2 前項の技術移転には、著作物の使用許諾及び著作権の譲渡を含む。

#### （利益収入による補償の扱い）

第13条 センターは、著作権の譲渡を受けた著作物（職務著作物を除く。）による利益収入を得た場合は、職務発明等規定17条に規定する扱いに準じて、収入を分配する。

(本規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、職務発明審査委員会の審議を経て行う。

(既存の契約)

第15条 本規則の施行前に締結された契約により、センターと職員等、その他の研究者等又はそれ以外の第三者との間で著作権の取扱いが合意されている場合は、当該契約の合意事項に従う。

(既存の職務関連著作物)

第16条 本規則の施行前に作成された著作物（職務著作物を除く。）の取扱いは、当該著作者の判断による。ただし、当該著作物が職務関連著作物に該当し、本規則の施行後初めて第4条第2項に該当する事態が発生した場合、又は本規則の施行後に大幅な改造が施された場合は、本規則施行後に作成された職務関連著作物に準じた扱いとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年細則第2号）

(施行期日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。